

# KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 40 | May 2018



ケルビンチアヤンゴンは 1995 年よりミャンマーで活動しており、現在、ヤンゴン及びマンダレイにオフィスを開設しています。ケルビンチアヤンゴンは、急速に変化するミャンマーのビジネス分野での法律や規制に豊富な経験と高い専門性を有しており、ミャンマーにおいてアドバイスを求める方々に選ばれる法律事務所となっています。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and  
Thein Phyu Road |

Botahtaung Township | Yangon,  
Myanmar

Pyi Gyi Tagon Room, 1<sup>st</sup> Floor, Noble  
Mingalar Hotel | Corner of 73<sup>rd</sup> Street  
and Ngu Shwe War Street | Chan Mya  
Thar Zi Township | Mandalay,  
Myanmar

[csg@kcyangon.com](mailto:csg@kcyangon.com)

[www.kcyangon.com](http://www.kcyangon.com)

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

## 商業省が小売業及び卸売業に関して 100%外資会社及びジョイントベンチャーの参入を認める

商業省 (the Ministry of Commerce) は、命令 25/2018 (以下、「命令 25」といいます) を発布しました。命令 25 は、100%外資会社及び内国・外国投資家によるジョイントベンチャーによる小売業及び卸売業を認めています。

商業省は、これまで外資会社には、肥料、種苗、殺虫剤、医療機器及び建設資材の取引のみ許可してきました。しかし、2018年5月9日に発せられた命令 25 は、100%外資会社及び内国・外国投資家によるジョイントベンチャーに小売及び卸売の取引を認めました。命令 25 は、100%内資会社と同様に、100%外資会社及び内国・外国投資家によるジョイントベンチャーにも、一部の取引が禁じられた商品を除き、あらゆる商品の小売及び卸売における取引を認めているのです。命令 25 は、小売業及び卸売業を行う会社に関する最低資本金要件、登録要件、その他規制を定めています。

### 最低資本金要件

100%外資会社及び内国・外国投資家によるジョイントベンチャーが小売業及び卸売業を行う際の最低資本金要件は以下のとおりです。

	小売業	卸売業
100% 外資会社	\$3,000,000	\$5,000,000
ジョイントベンチャー	\$700,000	\$2,000,000

命令 25 は、最低資本金要件に関して、土地賃借の価値は含まないと明示しています。また、内国・外国投資家によるジョイントベンチャーで内国投資家の出資割合が 20%未満の場合は、100%外資会社の最低資本金要件に準ずるとされています。なお、100%内資会社は最低資本金要件が免除されています。

### 登録要件

命令 25 発布後設立された、100%内資会社でかつ資本金が US\$700,000 またはそれに相当するチャット以上の会社、内国・外国投資家によるジョイントベンチャー、及び 100%外資会社は、小売業または卸売業を実施するために、商業省に登録しなければならないとされています。同登録には、事業計画の詳細の提出等が求められています。

また、命令 25 発布前に、小売業または卸売業を実施していた 100%内資会社でかつ資本金が US\$700,000 またはそれに相当するチャット以上の会社は、2018年5月9日から 150 日以内に登録することが義務付けられています。

なお、命令 25 は、100%内資会社でかつ資本金が US\$700,000 またはそれに相当するチャット未満の会社の登録義務を免除しています。

登録義務がある会社は、事業計画、資本金・所在地・店舗の詳細の提出義務を負い、支店（ここでは本店以外の店舗の意味）が存在する場合は支店の数および各支店で販売されている商品の種類の詳細を事業計画中に記載して提出しなければなりません。

### その他規制

命令 25 は、100%外資会社及び内国・外国投資家によるジョイントベンチャーに関して、ミニマーケット及びコンビニエンスストアを含む店舗面積が 929 m<sup>2</sup>未満の小売販売店の運営を禁止しています。さらに、小売業及び卸売業は、Nay Pyi Taw, Yangon, Mandalay の開発委員会もしくは関係地区の開発委員会が定める所在地、店舗、地区、営業日及び開店時間に関する規制に従わなければならないとされています。

さらに、命令 25 には、小売業または卸売業の登録をした会社は、新たに支店を開店したときもしくは拡大したときは 90 日以内に商業省に通知しなければならないと定められています。



**Cheah Swee Gim**  
*Director*  
Kelvin Chia Yangon |  
*Senior Partner*  
Kelvin Chia Partnership  
[csg@kcyangon.com](mailto:csg@kcyangon.com)



**Pedro Jose F. Bernardo**  
*Principal Foreign Attorney*  
Kelvin Chia Yangon |  
*Partner*  
Kelvin Chia Partnership  
[pedro.bernardo@kcpartnership.com](mailto:pedro.bernardo@kcpartnership.com)